

日常生活用具費〔住宅改修費（居宅生活動作補助用具）〕の支給

障害者等の移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものに対して、その費用を支給します。

1. 対象となる方

市内在住の身体障害手帳の交付を受けている方で、「下肢」「体幹」又は「移動機能」のいずれかの等級が3級以上の方。ただし、特殊便器への便器の取替えをする場合は「上肢」の等級が2級以上の方。

難病により、「下肢」又は「体幹」機能の障害がある方。

※ 65歳以上の方又は40歳以上65歳未満で介護保険法の定める特定疾病に該当する方は、介護保険における住宅改修費支給制度の利用が優先されます。

※ 対象者が障害者（18歳以上）の場合、本人又はその配偶者の市民税所得割額が46万円以上であると本制度の対象外になります。

※ 難病により申請を行う場合には、日常生活用具費支給意見書の提出が必要です。

2. 対象の工事

手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、特殊便器への便器の取替えなど

※ 住宅の新築、改築、増築に伴う工事を除きます。

※ 住宅の所有者でない場合には所有者の承諾が必要となります。

3. 基準額 上限20万円（1回限り）

※利用者は基準額の原則1割を自己負担し、残り9割を公費で支給します。

※基準額を超えた部分は「課税世帯・非課税世帯」に関わらず自己負担になります。

4. 支給までの流れ ※工事をする前に申請が必要です。

① 申請書類の提出

障害者福祉課に次の書類を提出してください。

(1)申請書、(2)見積書、(3)工事設計書等、工事の概要が分かる書類（工事箇所の写真の添付が必要。）

② 審査

必要に応じて、担当者が現地を訪問し、工事箇所の確認等を行います。

③ 日常生活用具費の支給決定

支給が認められた場合、市から下記の書類が送付されます。

- ・日常生活用具費支給決定通知書（障害者又は障害児の保護者あて）
- ・日常生活用具費支給券（業者あて）

④ 工事の着工・完了

着工してください。

申請者は工事完了後、業者から渡される「日常生活用具費支給券」に記名し、業者へ返却してください。また、利用者負担分の支払いを行ってください。

業者は障害者福祉課に工事完了の報告を行ってください（任意様式。工事箇所の写真の添付が必要）

お問い合わせ（川越市役所 障害者福祉課）

☎ 福祉サービス担当	TEL	049-224-6317	（日常生活用具費支給決定に関すること）
☎ 障害給付担当	TEL	049-224-6312	（公費負担額の請求、支払に関すること）
各担当共通	FAX	049-225-3033	